

特種用途自動車の税率					営業用(×××-1)				自家用(×××-6)				地位協定車(×××-9)					
					前 税率番号	現行 税率番号	本則 税率	15% 重課	10% 重課	75% 軽課	本則 税率	15% 重課	10% 重課	75% 軽課	-			
トラック型の自動車	霊柩車				21	800	6,500	-	7,100	2,000	8,000	-	8,800	2,000	-			
	都条例規則第28条の10の1号(例示)																	
	最大積載量の定めあり	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	けん引車・被けん引車以外	最大積載量 ~ 1トン	21	801	6,500	-	7,100	2,000	8,000	-	8,800	2,000	-			
				1トン ~ 2トン	22	802	9,000	-	9,900	2,500	11,500	-	12,600	3,000	-			
				2トン ~ 3トン	23	803	12,000	-	13,200	3,000	16,000	-	17,600	4,000	-			
				3トン ~ 4トン	24	804	15,000	-	16,500	4,000	20,500	-	22,500	5,500	-			
				4トン ~ 5トン	25	805	18,500	-	20,300	5,000	25,500	-	28,000	6,500	-			
				5トン ~ 6トン	26	806	22,000	-	24,200	5,500	30,000	-	33,000	7,500	-			
				6トン ~ 7トン	27	807	25,500	-	28,000	6,500	35,000	-	38,500	9,000	-			
				7トン ~ 8トン	28	808	29,500	-	32,400	7,500	40,500	-	44,500	10,500	-			
				8トン ~	29	809	計算額 1トンごとに +4,700円	-	計算額 1トンごとに +5,000円	計算額 1トンごとに +1,200円	計算額 1トンごとに +6,300円	-	計算額 1トンごとに +6,900円	計算額 1トンごとに +1,600円	-	-		
				最大積載量 の定めなし	22	810	9,000	-	9,900	2,500	11,500	-	12,600	3,000	-			
				小型自動車 普通自動車 など	25	811	18,500	-	20,300	5,000	25,500	-	28,000	6,500	-			
				バス型の自動車	都条例規則第28条の10の3号(例示)				85	820	17,500	-	19,200	4,500	17,500	-	19,200	4,500
				自動車	救急車 現金輸送車 移動電話車 医療防疫車 路上試験車 患者輸送車				放送宣伝車以外	84	821	14,500	-	15,900	4,000	14,500	-	15,900
事務室車 食堂車 放送中継車 上記に類するもの																		
護送車 採血車 車椅子移動車 入浴車 美容・理容車 加工車																		
広報車 図書館車 アンブ車 移動映画車 キッチン車 取材車																		
寝台自動車 テレビ中継車 移動無線自動車 テレビ電源車 放送自動車 レントゲン車																		
録音自動車 犬猫理容専門車 警察車 臓器移植用緊急輸送車																		
身体障害者輸送車																		
キャンピング車(自家用のもの)																		
総排気量 ~ 1000cc																		
1001cc ~ 1500cc																		
1501cc ~ 2000cc																		
2001cc ~ 2500cc																		
2501cc ~ 3000cc																		
3001cc ~ 3500cc																		
3501cc ~ 4000cc																		
4001cc ~ 4500cc																		
4501cc ~ 6000cc																		
6001cc ~																		
電気自動車																		
教習車				45	850	自家用営業用の区分なし	本則税率 5,300円(850-6)				本則税率 9,500円、15%重課 10,900円、75%軽課 2,500円(851-6)							
けん引自動車(教習、小型三輪以外)				07	851													
けん引自動車(教習、小型三輪以外)				-	860	7,500	-	8,200	2,000	10,200	-	11,200	3,000	-				
けん引自動車(教習、小型三輪以外)				-	861	15,100	-	16,600	4,000	20,600	-	22,600	5,500	-				
けん引自動車(教習車を除く)				45	870	3,900	-	-	-	5,300	-	-	-	-				
普通自動車で最大積載量の定めがないもの				-	871	7,500	-	-	-	10,200	-	-	-	-				
普通自動車のキャンピング・トレーラー等				-	872	7,500	-	-	-	10,200	-	-	-	-				
最大積載量 8トン以下				-	878	7,500	-	-	-	10,200	-	-	-	-				
普通自動車で最大積載量の定めがあるもの				-	879	計算額 1トンごとに +3,800円	-	-	-	計算額 1トンごとに +5,100円	-	-	-	-				
三輪小型自動車				91	880	4,500	5,100	-	1,500	6,000	6,900	-	1,500	-				
地位協定				-	910	-	-	-	-	-	-	-	-	19,000				
地位協定				-	915	-	-	-	-	-	-	-	-	22,000				
地位協定				-	920	-	-	-	-	-	-	-	-	32,000				
地位協定				-	925	-	-	-	-	-	-	-	-	7,500				

キャンピング車の税率については、別掲「キャンピングカーの税率」をご確認ください。